

# 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応と 原子力安全・防災対策に関する重点提言

東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束を図るとともに、原子力災害から国民の命を守る第一義的責任は国にあることを十分に踏まえ、原子力安全・防災対策の充実に向け、国はその責任と財政負担により、次の事項について万全の措置を講じられたい。

## 1. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

### (1) 原発事故に関する対応への財政措置等

- ① 原発事故の早期収束を成し遂げるため、除染・放射線モニタリングなど原発事故由来の事業については、引き続き、全額国費負担により強力に推進すること。
- ② 原子力災害対応雇用支援事業については、対象事業の拡充により都市自治体が活用しやすい仕組みにすること。
- ③ 福島再生加速化交付金及び被災者支援総合交付金を継続するとともに、十分な財政措置を講じること。  
また、福島再生加速化交付金の対象事業及び対象地域を拡充すること。
- ④ 原発事故に伴う固定資産税及び都市計画税等の税収の減収分については、必要な財政措置を講じること。
- ⑤ 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の補助対象範囲を拡充すること。

### (2) 放射性物質の除染対策

- ① 放射性物質汚染廃棄物の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセス及び中間貯蔵施設・最終処分場の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明し、その推進を図ること。  
また、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の設置について、国が迅速に責任を持って対応するとともに、基準値以下の汚染廃棄物についても、指定廃棄物と一体的な処理を行うこと。
- ② 農林業系汚染廃棄物については、処理加速化事業を継続するとともに、技術的支援等により、その処理が完了するまで支援すること。
- ③ 都市自治体が現場の状況に応じた除染を円滑に実施できるよう柔軟な

運用を認めるとともに、事務の簡素化・効率化等により都市自治体の負担を軽減すること。

また、除染経費については、実態に即した標準単価を設定するとともに、国が全額を負担すること。

- ④ フォローアップ除染については、柔軟な実施を可能とするとともに、その経費に係る財政措置を講じること。
- ⑤ 河川・湖沼・森林等における除染については、実効性の高い除染技術を確立するとともに、必要な財政措置等を講じること。
- ⑥ 果樹の放射性物質対策である改植事業については、表土除染と一体的に行うこと。
- ⑦ 大規模事業所（ゴルフ場等）に係る除染については、具体的な手法を確立するとともに、国の責任において除染を実施すること。

### （３）廃炉・汚染水対策

福島第一原子力発電所の汚染水対策については、国が主体的に取り組み、実効性のある地下水対策、汚染水流出阻止及び風評被害防止に関する措置を早急を実施すること。

また、廃炉対策については、事業者に作業を任せることなく国が前面に立ち、国内外からの英知を結集し、安全かつ確実に行うこと。

### （４）原発事故に伴う損害賠償の適正な実施及び迅速化

- ① 原発事故に伴う損害賠償請求については、国及び事業者の責任により、完全賠償すること。
- ② 原発被災地の都市自治体が放射性物質対策に要した費用及び財物賠償については、国及び事業者の責任により、完全賠償すること。
- ③ 原子力損害賠償紛争解決センターが行っている和解仲介等のこれまでの事例を基に、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の賠償基準を明確にすること。
- ④ 商工業等に係る営業損害賠償については、原子力損害賠償審査会中間指針（第二次追補）において、営業損害及び就労不能損害の終期は、被害者が従来と同等の営業活動が営むことが可能となった日とすることが合理的としていることから、賠償を継続するよう東京電力に対し強く指導すること。
- ⑤ 住民や企業等が自ら行った放射性物質検査費用及び除染費用について

は、完全賠償するよう東京電力を強く指導すること。

- ⑥ 住民が放射能による不安や精神的苦痛を抱えたまま生活を余儀なくされている現状を受け止め、平成24年9月以降の精神的損害については、迅速かつ誠実に賠償するよう東京電力を強く指導すること。
- ⑦ 被災者に対する総合的かつ継続的な相談体制の確保を図るため、国及び事業者が主体となり、各種窓口を一元化するとともに、総合的な判断ができる総括責任者を常駐させること。
- ⑧ 旧屋内退避区域と旧緊急時避難準備区域における避難指示区域解除後の賠償期間の公平な取扱いを行うとともに、旧屋内退避区域に係る財物賠償について速やかに対応すること。

#### (5) 食品等の安全確保対策への支援

- ① 米の全量全袋検査に要する経費については、引き続き、震災復興特別交付税により措置するなど十分な財政措置を講じること。
- ② モニタリング体制の維持・充実を図りながら、農林水産物等に係る放射性物質検査体制の充実や積極的なPRなど地域と連携した取組を推進するとともに、高性能非破壊検査機の導入など放射性物質検査に要するすべての経費に対して財政措置を講じること。

また、住民の食品に対する不安を払拭するため、国の責任において、住民にきめ細かな説明をすること。

- ③ 山菜・野生きのこ類の出荷が可能となるよう具体的取組について指導支援すること。さらに、科学的知見をもって、放射性セシウムの移行メカニズムを明らかにし、出荷の見通しを立てられるようにすること。
- ④ カリ肥料等放射性物質吸収抑制資材の散布については、翌年度の対策経費及び個別農家の経費を東日本大震災農業生産対策交付金事業の対象とすること。

#### (6) 医師確保対策等

- ① 不足する医師・看護師等の医療スタッフ及び障がい者支援施設・介護保険施設スタッフを配置するとともに、人手不足が深刻化している医療従事者の確保については、国の施策により早急に対策を講じること。
- ② 医療機関の甲状腺検査に関する人材育成及び機器整備等に対し、支援すること。

#### (7) 住民の健康確保

- ① 原発事故により影響を受けている避難者を含めたすべての被災者の健康の確保、特に子どもたち、高齢者等の心と体のケアや学校現場での対応について人的及び財政支援を講じること。
- ② 内部被ばく・外部被ばく検査に係る経費及び長期的な健康管理に要するすべての費用について財政措置を講じること。
- ③ 「子ども被災者支援法」の基本方針において定められた避難先における就労及び住宅支援等については、避難者等の意見を十分に踏まえ着実に推進すること。

また、同方針における支援対象地域及び準支援対象地域については、同法に定める一定基準以上の放射線量が計測された地域の基準を、合理的に説明できるものにする事。

- ④ 子どもたちの発達段階ごとに生じる疾患に対する医療と研究を推進し、長期的な健康管理体制を確保するため、病院施設・研究所・健康増進センター等の機能を複合化した総合小児医療センターを整備すること。
- ⑤ 甲状腺検査を含む放射線による健康影響調査について、調査結果の客観的妥当性を確保するため、大規模かつ精度の高い手法により被ばくと健康影響の因果関係を検証すること。
- ⑥ 全国民に対し、放射能及びその健康に及ぼす影響に関する正しい知識を啓発すること。
- ⑦ 原子力災害時において、迅速な対応が図られるよう安定ヨウ素剤の配備並びに服用時期や服用量などの服用方法の具体的な基準を示し、的確な配布体制を確立すること。

#### (8) 原発周辺地域の治安維持活動

原発周辺地域においては、居住環境が大きく変化し、治安悪化に対する地域住民の懸念や不安が高まっているため、警察官の増員による治安維持活動を強化するとともに、都市自治体の治安維持向上に係る取組について財政措置を充実すること。

#### (9) 風評被害対策及び産業の流出防止対策の充実

- ① 農林水産物など各分野の風評被害の解消については、地方消費者行政活性化交付金による長期的な支援など、今後も十分な財政措置を講じること。
- ② 海外諸国における日本産農林水産物の輸入規制措置については、科学

的根拠のない規制措置を即時撤回するよう国の責任において働きかけること。

- ③ 風評被害払拭のため、広報等に対する支援や国内外からの観光誘客など幅広い施策を講じること。
- ④ 被災地においては、風評被害も含め厳しい状況が続いていることから、地域経済の活性化と安定した雇用を創出するため、企業誘致に繋がる施策に係る財政措置を拡充すること。  
さらに、被災地域の経済を支える既存企業に対しても、同様の措置を講じること。
- ⑤ 観光誘客を推進するため、観光地の整備等に係る財政措置を講じること。
- ⑥ ほだ場等の除染によって発生する落葉層の処理を迅速に行い、しいたけ生産の再生と経営再建のための支援を拡充すること。
- ⑦ 原発被災地における鳥獣被害については、野生鳥獣肉の出荷制限に起因する狩猟者の減少等により、その被害が深刻化していることから、電気柵の設置等の被害防除や緩衝地帯の環境整備など被災地における鳥獣被害防止対策を充実するとともに、広域的な視点から国・県が連携して支援すること。
- ⑧ 復興特区制度については、一層の企業活動の活性化や雇用促進を図るため、税制上の特例措置を拡充すること。

## 2. 原子力安全・防災対策の充実

原子力災害から国民の命を守る第一義的責任は国にあることを十分に踏まえ、原子力安全・防災対策の充実に向け、国はその責任と財政負担により、次の事項について万全の措置を講じること。

### (1) 原発事故の徹底した検証に基づく原子力発電所の安全性の確保等

- ① 福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新規制基準に基づく適合評価について、厳格なる審査のもと、結果を分かりやすく説明すること。

また、新規制基準については、不断の改善に必要な科学的知見の整備・蓄積を行い、更なる高度化を図ること。

- ② 高レベル放射性廃棄物の処分については、課題解決に向けて、国が前面に立って取り組むこと。
- ③ 原子力発電所の廃止措置については、立地及び周辺自治体の意見を聴取のうえ、安全を第一義として厳正に対処すること。
- ④ 原子力発電所の稼働に係る判断に当たっては、新規制基準を厳格に適用することはもとより、周辺地域の意見を十分に尊重すること。

## (2) 原子力防災体制の充実強化

- ① 原子力関係施設に係る地震・津波対策など新規制基準を厳格に適用することはもとより、原子力防災対策については、UPZ圏にとらわれることなく、関係自治体等の意見を積極的に取り入れ、原子力災害対策指針等の不断の見直しに努めるなど、その充実を図ること。

また、原子力発電所に関する十分な説明・情報提供により、周辺住民や自治体の不安解消に努めること。

- ② 地域防災計画及び避難計画の実効性を高めるため、国は、原子力災害対策指針における未解決の課題に係る方針を示すとともに、住民等の避難など広域的な対策が必要な課題について、国・県等が連携して支援すること。

また、都市自治体における原子力防災対策の拡充強化に伴う財源を確実に措置し、速やかな事業実施に配慮すること。

- ③ 大気、海水、農地及び農水産物等に対するモニタリングを継続的に実施し、その安全性について、的確な情報を迅速に発信するとともに、モニタリングポスト等の必要な資機材に係る経費について、十分な財政措置を講じること。
- ④ 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、十分な財政措置を講じるとともに、都市自治体の実態に配慮した仕組みにすること。
- ⑤ 原子力施設の安全確保及び防災対策に関する「安全協定」の位置付けを明確にすること。
- ⑥ 国は、原子力安全規制に携わる人材の増強及び育成を行い、現場における規制体制を強化すること。
- ⑦ 地域防災力の向上のため、都市自治体における原子力防災担当職員等の対応能力の向上、原子力防災教育の充実及び避難訓練の実施等の取組を支援すること。

3. 福島新エネ社会構想の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大及び水素社会実現に向けたモデル構築等について、国及び関係地方自治体等が一体となって具体的な取組を強力に推進すること。